

いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

確定申告の振替納税について

個人の確定申告で納めていただく **申告所得税** (復興特別所得税含む) **消費税** (地方消費税含む) については、事前に手続きを行うことにより、口座振替を利用して納付することが可能です。

金融機関に納付書とお金又は通帳を持って行かなくとも指定日に口座から引落としになります。

所得税の納税では現金納付よりも 1 ヶ月以上あとに引落としとなるため、資金的に有利です、またその期間の金利も発生しません。消費税も約 1 ヶ月弱あとになります。

振替日は、法定納期限とは異なる日付であるため、毎年振替日を確認する必要があります。

平成 30 年分の確定申告に係る納期限は、次のとおりです。

[申告所得税及び復興特別所得税]

[平成 30 年分] [申告所得税及び復興特別所得税]

納期等の区分	法定納期限	振替日
予定納税第 1 期	平成 30 年 7 月 31 日(火)	平成 30 年 7 月 31 日(火)
予定納税第 2 期	平成 30 年 11 月 30 日(金)	平成 30 年 11 月 30 日(金)
確定申告	平成 31 年 3 月 15 日(金)	平成 31 年 4 月 22 日(月)
確定申告延納 (延納は利息が付きます)	平成 31 年(2019 年)5 月 31 日(金)	平成 31 年(2019 年)5 月 31 日(金)

[消費税及び地方消費税]の確定・中間納付

[平成 30 年分] [消費税及び地方消費税]

納期等の区分	法定納期限	振替日
確定申告(原則)	平成 31 年 4 月 1 日(月)	平成 31 年 4 月 24 日(水)

中間申告が年 1 回必要な方

納期等の区分	法定納期限	振替日
中間 1 回目	平成 30 年 8 月 31 日(金)	平成 30 年 9 月 27 日(木)

中間申告が年 3 回必要な方

納期等の区分	法定納期限	振替日
中間 1 回目	平成 30 年 5 月 31 日(木)	平成 30 年 6 月 26 日(火)
中間 2 回目	平成 30 年 8 月 31 日(金)	平成 30 年 9 月 27 日(木)
中間 3 回目	平成 30 年 11 月 30 日(金)	平成 30 年 12 月 27 日(木)

口座振替にした方が、約 1 ヶ月 納税が先送りになります。